

被保険者資格と保険料について

- ◇国民健康保険は、職場の健康保険に加入している人などを除いた全ての人を対象としています。他の健康保険の資格がない人は、加入の届出の有無にかかわらず国民健康保険の被保険者資格ができます。
- ◇国民健康保険料は、他の健康保険(職場の健康保険など)の資格がなくなった月、または、名古屋市内に転入した月からかかります。加入の届出をした月から国民健康保険料がかかるものではありませんので、加入の届出が遅れたときは、さかのぼって保険料を納めていただくことになります。
- ◇市外から転入した人や所得の申告が遅れている人の保険料については、所得がわかり次第、保険料の変更を行い、あらためて通知書を送付します。
- ◇名古屋市内へ転出したときや、就職などにより他の健康保険に入るときは、その前月分までの国民健康保険料がかかります。職場の健康保険に加入した場合や、被扶養者になった場合は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。また、名古屋市内へ転出するときは、転出先の市町村で引き続き国民健康保険に加入する場合でも、名古屋市の国民健康保険をやめる手続きと転出先の市町村の国民健康保険に加入する手続きが必要です。
- ◇国民健康保険料は世帯単位で計算し、世帯主(職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入しているために国民健康保険の被保険者でない人も含まれます。)が納付義務者となります。※国民健康保険の被保険者でない世帯主(擬制世帯主)は、保険料の計算の対象となりません。
- ◇保険料の内訳
 - 【医療分】診療などを受けたときに必要な医療費をまかなうための保険料
 - 【支援金分】後期高齢者医療制度の事業に要する費用を国民健康保険などの各医療保険が支払うための保険料
 - 【介護分】介護保険制度の事業に要する費用を国民健康保険などの各医療保険が支払うための保険料(40~64歳の人にかかります。)
 - 【子ども分】子ども・子育て支援金制度の事業に要する費用を国民健康保険などの各医療保険が支払うための保険料(令和8年度分保険料からかかります)

保険料の軽減額・独自控除について

詳細は、右の二次元コード(保険料を軽減する制度)から名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

【所得基準による減額】
 保険料算定対象年度の前年中の所得が一定金額以下の時は、保険料の均等割額の7割または5割または2割が減額されますので、所得の申告をしてください。ただし、確定申告、市県民税の申告、勤務先からの給与支払報告書などの提出が済んでいる場合は、再度所得の申告をする必要はありません。減額が適用される所得の基準額は年度ごとに異なりますので、右下の二次元コード(減額適用の所得基準額)から名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

【独自控除制度】
 ◎均等割額の独自控除
 「所得基準による減額」が適用されている世帯の均等割額から、被保険者一人につき2,000円(加入月数により月割り)を差し引きます。(申請不要)

◎所得割額の独自控除
 扶養家族がいる場合や、本人が障害者・寡婦・ひとり親のいずれかに該当する場合、条件に応じた額が個人ごとの所得割額から差し引かれます。「所得割額の独自控除」の適用を受けるためには、確定申告や市県民税の申告において、対象となる控除の申告が必要です。差し引かれる金額等については、名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

【子ども減額】
 未就学児については、均等割額の5割が減額されます。(申請不要)
 ただし、「所得基準による減額」が適用されている場合は、適用後の均等割額の5割が減額されます。

【産前産後減額】
 出産する被保険者については、出産(予定)月の前月から4か月分相当分の保険料額が減額されます。母子健康手帳等の書類を揃えて届出をしてください。

基礎となる所得額について

所得割額の計算に用いる「基礎となる所得額」は、個人ごとに次のように算出し、世帯で合算したものです。

基礎となる所得額 ⇒ 前年中の所得 - 市県民税の基礎控除額(※)

(個人ごとに算出した上記の金額が0未満となる場合は0とします。)
 ※市県民税の基礎控除額は、前年の合計所得金額が2400万円以下の方は43万円、2400万円超2500万円以下の方は29万円、2500万円超の方は15万円、2500万円超の方は10万円と異なります。

◎「前年中の所得」について
 退職所得を除いたすべての所得を合計した金額(分離課税される譲渡所得も含まれます。)で、地方税法における「総所得金額等」をもとに計算して下の点が「総所得金額等」と異なります。
 ・特別控除が適用されている土・建物等の譲渡所得は、特別控除後の金額です。
 ・純損失は繰越控除後の金額となりますが、繰越損失は繰越控除前の金額となります。
 ・「会社都合等で退職した人を対象とした保険料軽減制度」に該当した場合(非自発的失業者)は、給与所得を100分の30として計算します。

保険料額の算定方法

【()内の記号・番号は、表面の「国民健康保険料 賦課明細書」の記号・番号です。】
 算出合計額(A) : 4月1日(加入者全員が年度途中に加入した場合は世帯の適用開始日)時点の世帯状況で算出した、12か月分の所得割額(③)と均等割額(⑥)の合計
 軽減額(⑦) : 所得基準による減額、子ども減額、産前産後減額による減額額の合計(※)限度超過額(⑧) : 算出合計額のうち、最高限度額を超えた分の額(最高限度額は表面を参照してください。)
 月割等増減額(⑨) : 年度途中の加入・脱退等により変動した額および10円未満端数の切捨て額
 減免額・独自控除額(⑩) : 減免や独自控除の制度により軽減された額の合計(※)

保険料額 = 算出合計額(A) - 軽減額(⑦) - 限度超過額(⑧) + 月割等増減額(⑨) - 減免額・独自控除額(⑩)

上記の計算を医療分・支援金分・介護分についてそれぞれ行い、それらを合計した額が今回決定額になります。
 ※詳細につきましては、下記の「保険料の軽減・独自控除について」および右の「保険料の減免」をご覧ください。

保険料を軽減する制度

減額適用の所得基準額

保険料の減免

減免を受けるには、期限(最後の納付月の末日)までにお住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課に申請してください。(期限までに申請ができないご事情がある場合は、期限までにお電話でご相談ください。)
 制度の詳細は、左下「保険料の軽減額・独自控除について」欄の二次元コード(保険料を軽減する制度)から名古屋市公式ウェブサイトでもご確認ください。

該当箇所

【世帯単位で判定する減免制度】

減免の種類	減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
① 所得割額の減免	「所得基準による減額」が適用されていない世帯で、保険料算定対象年度の前年中の所得の合計が「66万円+(35万円×被保険者数)」以下の世帯 例)1人世帯:66万円+(35万円×1人)=101万円以下	均等割額の2割	・資格確認書または資格情報のお知らせ
② 所得減減	以下の条件をすべて満たす世帯 ・保険料算定対象年度の前年中の所得が1,000万円以下の世帯 ・申請月の属する年の見込所得が274万円以下の世帯 ・申請月の属する年の見込所得が、保険料算定対象年度の前年中の所得の8/10以下に減少する世帯	所得割額の3割から7割	・世帯全員(世帯主と被保険者全員)の今年の収入がわかる資料(給与明細、帳簿など) ・資格確認書または資格情報のお知らせ
③ 事業の休止・廃止	事業を休止・廃止したことにより、世帯の申請月の属する年の見込所得が赤字となる世帯	保険料額の7割	・資格確認書または資格情報のお知らせ
④ 災害減免	災害により、居住する家屋に全壊(全焼)、半壊(半焼)、床上浸水の被害を受けた世帯	災害発生月から6か月以内の保険料額の全額または8割	・災害証明書または罹災証明書 ・資格確認書または資格情報のお知らせ

【個人単位で判定する減免制度】

減免の種類	減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
⑤ 3割減免(障害・寡婦・ひとり親)	保険料算定対象年度の前年の12月31日現在、障害者(障害者手帳・愛護手帳の交付を受けている人等)または寡婦・ひとり親のうち、次のいずれかに該当する人 ・当該被保険者の保険料算定対象年度の前年中の所得が135万円以下である。 ・「所得基準による減額」のうち、「均等割額の2割の減額」が適用されている世帯に属している。	当該被保険者の均等割額の3割(均等割額の2割の減額が適用されている場合は差額の1割)	・障害がある人は障害がわかるもの(障害者手帳・愛護手帳など) ・資格確認書または資格情報のお知らせ
⑥ 3割減免(高齢者)	保険料算定対象年度の前年の12月31日現在、65歳以上で、次のいずれかに該当する人 ・当該被保険者の保険料算定対象年度の前年中の所得が45万円以下である。 ・「所得基準による減額」のうち、「均等割額の2割の減額」が適用されている世帯に属している。		・資格確認書または資格情報のお知らせ
⑦ 給付制限	刑務所等に入っているため、月初めから月末を通して医療の給付が受けられない人	当該被保険者のその年の保険料額	・拘留期間などの証明書 ・資格確認書または資格情報のお知らせ
⑧ 旧被扶養者減免	被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度の適用を受けることに伴い、その被扶養者が国民健康保険の被保険者資格を取得する場合、国民健康保険の資格取得時に65歳以上である人	当該被保険者の均等割額の5割及び所得割額の全部	・被用者保険の喪失証明書 ・資格確認書または資格情報のお知らせ

【保険料の減免の注意事項】
 ・同時に複数の減免に該当する場合、「所得基準による減額」の適用を受けた場合、「会社都合等で退職した人を対象とした保険料軽減制度」に該当する場合などには、保険料額の減少額が大きいもののみを適用することがあります。
 ・「会社都合等で退職した人を対象とした保険料軽減制度」の対象者は、軽減前の所得等を基に減免適用の判定を行います。
 ・②、③が適用された場合には、翌年に確定所得で減免の再判定を行い、それにより減免の取消し、または減免割合が変更となる場合があります。
 ・「子ども減額」の対象者及び「産前産後減額」が適用されている期間は、①、⑤、⑥は適用されません。
 ・所得割額、均等割額は月割計算後の金額を用います。

会社都合等で退職した人を対象とした保険料軽減制度

会社都合等で退職した人は、保険料が軽減される場合があります。直近にハローワークで発行された雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知を添えてお戻ください。

対象者	軽減内容	軽減期間
雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが下記のいずれかに該当する人(特例受給資格者、離職時65歳以上の人を除く) 離職理由コード:11・12・21・22・23・31・32・33・34	給与所得金額を100分の30として保険料を算定	退職した月(退職した日が月の末日である場合は翌月)から翌年度末まで

※高額療養費等では、世帯の所得に応じて自己負担限度額が定められていますが、会社都合等で退職した人を対象とした保険料軽減制度の適用を受ける人は、この判定の際に用いられる給与所得金額も100分の30として計算されるため、自己負担限度額が低く抑えられる場合があります。

審査請求と取消訴訟

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県国民健康保険審査会(愛知県保健医療局健康医療部国民健康保険課内)に対して審査請求をすることができます。

- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この決定についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次のいずれかに該当するときは、判決を経ないで、名古屋を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき